

## ChaCha Children Yachiyo 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。

### 1 運営主体

名称	社会福祉法人 ChaCha Children & Co.
所在地	〒160-0022 東京都新宿区新宿 5 丁目 1 番 1-202 号
連絡先	(電話) 03-5944-0670 (FAX) 03-5944-0671
代表者職氏名	理事長 大橋 陽子

### 2 施設概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園							
施設の名称	ChaCha Children Yachiyo							
施設の所在地	八千代市八千代台北 16-9-1							
電話番号	047-405-3060							
受入年齢	生後 57 日目～小学校就学前							
利用 定員	年齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
	1 号				3 名	3 名	3 名	9 名
	2・3 号	12 名	16 名	23 名	23 名	23 名	23 名	120 名
	合計	12 名	16 名	23 名	26 名	26 名	26 名	129 名
開設年月日	令和 7 年 4 月 1 日 (平成 13 年 4 月 1 日保育所として認可)							
その他	品質・環境マネジメントシステム (ISO9001・ISO14001 認証登録)							

### 3 施設の目的及び運営の方針

ChaCha Children Yachiyo (以下「当園」という。)は、「就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (認定こども園法)」ほか、関係法令を遵守し、以下の運営の方針に従って、当園を利用する小学校就学前の子どもに対し、特定教育・保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、特定教育・保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、特定教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、認定こども園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 当園は、利用する子どもに適切な特定教育・保育を提供するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

#### 4 設備の概要

##### (1) 園舎等の概要

敷地面積	1522,79 m <sup>2</sup>
園舎の構造・規模	鉄骨造 2 階建て
園舎面積	943.54 m <sup>2</sup>
園庭面積	635.27 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	面積	備考
乳児室 ほふく室	2 室	139.78 m <sup>2</sup>	ベッドコーナー含む
保育室 遊戯室	6 室	395.01 m <sup>2</sup>	
調乳室	1 室	4.30 m <sup>2</sup>	
沐浴室	1 室	3.87 m <sup>2</sup>	
調理室	1 室	29.76 m <sup>2</sup>	
事務室	1 室	39.12 m <sup>2</sup>	

#### 5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
園長	1 人	園務の統括
主幹保育教諭	2 人	特定教育・保育の統括、保護者の育児相談、地域の子育て支援
保育教諭	14 人以上	教育・保育業務
看護師	1 人	教育・保育業務、健康管理業務
栄養士	1 人以上	栄養管理、献立作成、給食調理
調理員	2 人以上	給食調理
事務員	1 人	事務
学校医	1 人（嘱託）	園児の健康管理、健康診断の実施、
学校歯科医	1 人（嘱託）	園児の健康管理、歯科健診の実施
学校薬剤師	1 人（嘱託）	環境衛生等に関する指導、助言、検査の実施

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

#### 6 特定教育・保育の提供を行う日・時間及び行わない日

当園が特定教育・保育の提供を行う日・時間は以下の通りとします。

##### (1) 教育標準時間認定（1号認定児）

提供する曜日	月曜日から金曜日
教育時間	9：00～16：00
預かり保育	8：00～9：00・16：00～17：00／夏季休業期間の9：00～16：00
休業日	土曜日・日曜日・祝祭日 年末年始（12月29日～1月3日）・夏季（8月10日～15日）

なお、預かり保育については、別途、預かり保育料が必要となります。

## (2) 保育認定（2・3号認定児）

提供する曜日	月曜日から土曜日	
保育時間	保育標準時間	7：00～18：00のうち保育を必要とする時間
	保育短時間	8：30～16：30のうち保育を必要とする時間
延長保育	保育標準時間	18：00～19：00
	保育短時間	7：00～8：30／16：30～19：00
休業日	日曜日・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）	

ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。また、延長保育については別途、延長保育料が必要となります。

## 7 提供する保育等の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記6に記載する日及び時間において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく、特定教育・保育の提供を行います。

## 8 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

### (1) 保育料

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第14条第1項の規定により、園児の居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収します。

### (2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を御負担いただきます。

ただし、給食費については市区町村の条例及び規定により免除される場合があります。

### (3) 利用月の係る費用について、翌月に園の指定する決済サービスを利用してお支払いいただきます。詳細は、別途お知らせします。

## 9 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 当園は、市町村から保育認定子ども特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、利用を開始するものとします。

(2) 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申し込みを受けたときに、利用を開始するものとします。ただし、利用定員を超えて利用の申し込みがあったときは教育理念に基づき選考を行います。

(3) 当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、子ども・子育て支援法における支給認定の要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

## 10 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	どいこどもクリニック
所在地	八千代市八千代台西 2-2-7
電話番号	047-483-4885

(2) 歯科

医療機関の名称	江海歯科医院
所在地	八千代市八千代台北 12-4-6
電話番号	047-483-1735

(3) 薬剤師

医療機関の名称	株式会社ファルマ オオトモ薬局 八千代台店
所在地	八千代市八千代台北 1-2-5
電話番号	047-483-5874

11 緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡をするとともに、当該子どものかかりつけの医療機関その他の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

12 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。
避難・備蓄用品	・避難用リュック 有 ・備蓄米・食糧 有 ・ミネラルウォーター 有 ・懐中電灯 有
緊急時の伝言方法	緊急時災害用伝言ダイヤル、連絡帳アプリを用います。
避難場所	八千代市立大和田南小学校（八千代市大和田 628）

13 虐待等の防止のための措置

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

14 苦情・要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	・苦情受付担当者 園長補佐 ・苦情解決責任者 園長 苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。
第三者委員	八千代台地区 民生委員・児童委員より 2 名

## 16 利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センターの児童災害共済
保険の内容	医療費 療養に要した医療費総額 500 点 (5000 円) 以上が支給対象 障害見舞金 死亡見舞金
保険の種類	全国私立保育園連保険制度
保険の内容	1 施設賠償責任保険 (対人) 1 名・1 事故 10 億円 (対物) 1 事故 1,000 万円 2 生産物賠償責任保険 (対人) 1 名・1 事故 10 億円 (対物) 1 事故 1,000 万円

## 17 その他利用にあたっての留意事項

禁止事項・制限事項	・他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はお止め下さい。
-----------	--------------------------------------

## 18 個人情報について

特定教育・保育の提供に際して、利用児童及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために、必要最小限の範囲内において使用致します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう卒園にあたり入学する予定の小学校との間での情報提供
- ・他の保育所等へ転園する場合において、ほかの施設との間で必要な連絡調整
- ・緊急時において病院その他の関係機関に対し必要な情報提供

## 別表 1)

## 1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額
給食費※1	3歳以上の児童に提供する主食・副食代を実費でご負担いただきます。	(主食) 月額 1,500 円 (副食) 月額 4,500 円
2,3号認定子どもに係る延長保育料	延長保育に要する費用の一部をご負担いただきます。	(月極め契約) 利用する延長保育時間 30分につき月額 1,500 円 (臨時利用) 利用時間 30分毎 250 円
1号認定子どもに係る預かり保育料	預かり保育に要する費用の一部をご負担いただきます。	利用時間 30分毎 250 円 (長期休みの 9:00~16:00 1日 2,600 円)
閉所時間外の保育	閉所時刻以降の保育は原則として行いません。緊急事情等で保育を行う場合は、右記保育料をご負担いただきます。	(19:00以降) 5分毎 500 円
紙おむつ・おしりふき代 (0~2歳児)	紙おむつ・おしりふきの月額定額制サービスに原則ご加入いただきます。 (業者との直接契約となります。)	月額 3,300 円程度
布おむつ代	使用枚数に応じて実費をご負担いただきます。(1枚 10円)	実費負担 (毎月)
タオル・おしぼり代 (0~2歳児)	実費の一部をご負担いただきます。	月額 600 円
タオル代 (3~5歳児)	実費の一部をご負担いただきます。	月額 400 円
布団乾燥代 (1号認定児のみ)	月2回実施のうち1回分をご負担いただきます。	実費負担 (毎月)
遠足費等	交通費・利用料などの実費をご負担いただきます。	実費負担 (都度請求)
保険料	日本スポーツ振興センター加入	入会時・年度更新時 219 円
帽子代	1歳児以上は年齢別のカラー帽を使用します。	(春夏用) 2,000 円 (秋冬用) 2,000 円

教具等	2歳児以上は、園児各自が使用する教具の一部について実費をご負担いただきます。(製作バインダー、自由画帳、シール帳、シール等)	実費負担(都度請求)
一時預かり保育	一時預かり保育に要する費用をご負担いただきます。	※3 詳細は下記表①の通りです。

※1 給食費は月間の利用日数が前月末までに把握可能で、利用日数が11日以下となった場合には月額給食費の半額を控除いたします。

※2 2~5歳児クラスの自由画帳は希望者のみの購入となります

※3 表①

一時預かり保育料(1回当りの利用料金)

※年齢は4月2日現在の年齢

年齢	ご利用時間	保育料金	食事・ミルク代	午後おやつ代	おしぼり代
0歳児	4時間以内	1,850円	ミルク 200円	—	—
	8時間以内	3,700円	離乳食+ミルク 100円	—	80円
			普通食 200円	100円	
1・2歳児	4時間以内	1,350円	200円	100円	80円
	8時間以内	2,700円			
3歳以上児	4時間以内	1,300円	200円	100円	20円
	8時間以内	2,600円			

2026年4月1日

社会福祉法人 ChaCha Children & Co.

ChaCha Children Yachiyo

園長 福本 勝憲